



「ほどよく絶妙とりで」ロゴマーク
使用ガイドライン

取手市



1) 本ガイドラインの目的

はじめに

本ガイドラインは、取手市の各プロジェクト、市民等個人、市役所、企業、団体等が「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークを使用する際のデザインの規定や注意点、および具体的な使用の例を定めたものです。

「ほどよく絶妙とりで」の趣旨をご理解いただき、正しくご使用ください。

本ガイドラインは、取手市により、事前の通告なく、改訂される場合があります。

本ガイドラインに関する問い合わせおよびロゴマークの使用届出については、下記までお願いします。

問い合わせ・届出先

取手市役所 魅力とりで発信課

郵便番号 302-8585
住所 取手市寺田5139
電話 0297-74-2141（代表）
ファクス 0297-73-5995
電子メール miryoku@city.toride.ibaraki.jp

データでご希望の場合

「ロゴマーク使用届」受理後、データをお送りします。



2) ロゴマークの概要と目的

ブランドメッセージ

取手市のシティプロモーション推進の一環として、「取手はどんな街なのか」を示す旗印としてのフレーズ、ブランドメッセージを策定しました。

「ほどよく絶妙とりで」というこのブランドメッセージは、「取手はちょうどいい街・ほどよい街」というイメージを市内の人にも受け入れてもらいやすく、市外の人にも訴求しやすい、取手市の魅力を伝える言葉として市民協働によるワークショップなどを経て、策定されたものです。





「ほどよく絶妙とりで」の趣旨

このブランドメッセージの策定にあたっては、各分野で活躍している市民の方々や、公募に応じてくださった方々、市職員など、約30名で市民協働ワークショップを3回にわたって開催し、検討を進めました。



ワークショップの中で、参加者の方々からは、「都心からのほどよい距離、アクセスの良さ」や、「都市環境と田園風景の絶妙なバランス」、「なにもない街と言ってしまいがちだが、本当は生活に便利な環境が揃っていること」、などが取手市の特性ではないか、という意見が多く出されました。



「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークへの思い

取手市を思う「いろいろな人」の「いろいろな魅力」が集まってブランドメッセージとなり、そのブランドメッセージを「いろいろな方向」へ発信していくとの発想から、双方向に向けた「吹き出し」というイメージを合わせて、珍しい七角の星型にしました。



「ほどよく絶妙とりで」というブランドメッセージの根底にある、「取手市は豊かな自然環境や利便性の恩恵を365日、毎日享受できる場所であるとの思い」から、毎日、つまり七曜をイメージして、七角の星型で表現しています。また、「ラッキー7」や「七福神」に代表されるように、「七」という数字は一般に「縁起のいい数字」として認識されています。

「七」は、「七大陸」や「七つの海」といった言葉に象徴されるように、広い世界をイメージさせる数字です。「取手市の魅力を広く外の世界へ向けて発信していく」という考え方からも「七」という数字を取り入れたところもあります。

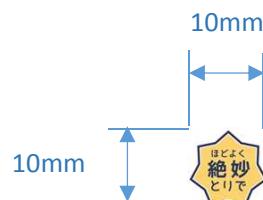
また、「取手市といえばJR常磐線」とイメージされることから、旧国鉄時代に列車の行き先を表示する文字として使われていた「方向幕フォント」を採用しました。



3) ロゴマークの規格・デザイン

最小使用サイズ

図示のサイズは、印刷物における既定値です。このサイズ以下では使用しないで下さい。印刷物以外の場合は、条件が異なるため特別に定めませんが、個々の適用物に応じた認識可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします



ロゴマークカラー

ロゴマークカラーは、取手市のコンセプトを視覚化し、独自性を際立たせるために設定されている色です。ロゴマークは視覚的に統一されることにより認知を高めます。常に規定の色で表示されるように努めてください。



DIC色番号 DIC2068
PANTONE 色番号 PMS136
CMYK近似値 M22 Y90
RGB近似値 R253 G206 B116
HTMLカラーコード近似値 #FDCE74
モノクロの場合 CMY 0 K 4 0



DIC色番号 DIC433
PANTONE色番号 PMS282
CMYK近似値 CM100 Y52 K 6
RGB近似値 R031 G064 B105
HTMLカラーコード近似値 #224163
モノクロの場合 CMY 0 K 1 0 0



アイソレーションエリア

ロゴマークが他の表示要素に紛れたり、影響を受けて印象が薄くならないよう、ロゴマークの周囲にアイソレーションエリアを設けます。点線の中に文字や図形、パターンを表示しないで下さい。（点線は実際には用いません）



A : B = 2 : 1



取手市ロゴマークは、市民と企業・団体・市役所が一緒にになって取手市ロゴマークは、市民と企業・団体・市役所が一緒にになって取手市ロゴマークは、市民と企



取手市ロゴマークは、市民と企業・団体・市役所が一緒にになって取手市ロゴマークは、市民と企業・団体・市役所が一緒にになって取手市ロゴマークは、市民と企



取手市ロゴマークは、市民と企業・団体・市役所が一緒にになって取手市ロゴマークは、市民と企業・団体・市役所が一緒にになって取手市ロゴマークは、市民と企

正しい例

アイソレーションエリアが充分に確保されていない



使用禁止例

1. 変形しない
2. 周囲に囲みを描かない
3. いかなる方法でも切り取らない
4. ロゴの要素を他の図案で置き換えない



1.変形



2.囲み



3.トリミング



4.デザインの変更



4) 使用上の留意点

(1) 使用届の提出

「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークの使用を希望する方は、取手市「ほどよく絶妙とりで」ロゴマーク使用届を「取手市役所魅力とりで発信課」に提出してください。ただし、以下の場合は提出が不要です。

- (i) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (ii) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (iii) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、取手市が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (iv) その他、取手市が認める場合

(2) 使用方法

ほどよく絶妙とりでロゴマークの使用は以下に該当するものに限ります。

- (i) 取手市に寄与するもの
- (ii) 本市をPRしようとするもの
- (iii) 本市のイメージアップを図るもの
- (iv) 市民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
- (v) 市民・住民等が参加できるもの

(3) 使用の制限

「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークは以下のようないい方をすることはできません。

- (i) 選挙活動又は宗教活動に使用するとき
- (ii) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (iii) 取手市の信用や品位を損なうようなおそれがあるとき
- (iv) 自己の商標や意匠に関するなど独占的に使用するとき



(v)著作権に関する法律に違反し、著しく不当と認められるとき

(vi)有料販売する制作物等の価格が「ほどよく絶妙とりで」ロゴマーク使用前より高額となるもの

(vii)その他、取手市が適切でないと判断したもの

(4) 「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークを使用する際は、ロゴマークガイドラインを遵守し、オリジナルデザインを変更した使用はできません。

(5) 作成した制作物の商標登録はできません。

5) ロゴマークに関する権限

「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークに関する一切の権限は取手市に帰属します。

6) 使用料

「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークのデザインの使用料は無料です。

7) 使用者の責任

「ほどよく絶妙とりで」ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、届出者がその責任のもとに必要な措置を講じてください。

このガイドラインは、平成30年7月12日から適用されます。

